

「奈良市環境清美工場ごみピット清掃業務」の質問に対する回答

| | 仕様書等における記載箇所 | 質問の内容 | 回答 |
|---|------------------------------------|---|--|
| 1 | 仕様書 第三章 2 (1) ごみピット清掃業務 について | No. 1、No. 2各ピットごとの想定残量が判ればご教示願います。 | 想定数量は、3,000m ³ です。ピットごとの想定数量は以下のとおりです。 No.1ピット 1,250m ³ No.2ピット 1,700m ³ 及びごみ排水貯留槽 50m ³ |
| 2 | 〃 | 残留物の抜き取りの際、プラットホーム上に可燃ごみを一時的に堆積することとなり悪臭の問題が発生しますが、仕様書には臭気対策についての具体的な指示事項がありません。 脱臭装置等の臭気対策は不要との判断で宜しいでしょうか。 また、ごみの搬入等の当該業務以外の理由で門扉が解放された場合の臭気漏洩による近隣からの苦情について、責任所掌は貴市という認識で宜しいでしょうか。 | 仕様書にある防臭対策については、発生源であるごみピット内に残留している可燃ごみからの臭気の低減を目標として、防臭対策の実施をお願いします。具体的な脱臭装置等の設置については、「防脱臭技術の適用に関する手引き（平成15年3月環境省）」等を参照し、吸着法、消・脱臭剤法等のごみ焼却場に適した装置を設置し、防臭対策をお願いします。 業務履行場所については、本業務以外にもごみの搬出入や焼却炉の大規模改修工事による作業車両等様々な用途により門扉の解放をしている時間が発生するため、臭気漏洩による近隣からの苦情についての対応は本市において行います。 |
| 3 | 〃 | ごみクレーンの使用可能期間について、工期末（～7/31）という認識で宜しいでしょうか。 | お見込のとおりです。 焼却炉全炉停止予定の令和8年6月1日から工期末の令和8年7月31日までの間使用可能です。 |